

就農再開届

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社理事長

[申請者]

住 所：〒

氏 名：

T E L：

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 6 の 1 の（7） の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ～ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ～ 年 月 日

※ 下線部は経営開始資金の場合は「2 の（6）」とする。